

令和7年度 木曾地域関係人口創出ツアー事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和7年度 木曾地域関係人口創出ツアー事業」（以下、「本事業」という。）についての受託事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、専門的知識、企画力、技術力、実績から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 木曾地域関係人口創出ツアー事業

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務範囲

首都圏

長野県木曾郡 木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(5) 見積上限額

1,916,700円（消費税及び地方消費税相当分額を含む）

※上記上限額は、予定価格でない。

※上記上限額は、本事業に掛かるすべての費用を含むものとする。

※応募事業者は、上限額を超えない範囲で見積りを提出すること。

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を(1)～(4)全ておよび(5)、(6)いずれかを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2項に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 木曾広域連合の令和7年度～令和9年度競争入札参加有資格者名簿「物品納入その他」に審査会までに登録されていること。

(5) 対象業務における木曾広域連合および、上記業務範囲内自治体（当該団体が事務局を担う協議会等も含む）との取引実績のある事業者であること。

- (6) 公告の日から過去 5 年間に於いて、国又は地方自治体が発注した同種または類似業務を元請として受託した実績を有する者であること。

4 選考スケジュール (予定)

本プロポーザルについては、以下の通り実施するものとする。

項目	日程
公募開始 (公告)	令和 7 年 6 月 20 日 (金)
質問書受付期限	令和 7 年 6 月 25 日 (水) 17 時必着
質問回答	令和 7 年 6 月 27 日 (金) 17 時までに回答
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 7 月 2 日 (水) 17 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 9 日 (水) 17 時必着
審査会 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和 7 年 7 月 16 日 (水) (予定) (参加者に改めて通知)
結果発表 (通知・公表)	審査会後、2~3 日以内に通知公表
業務委託契約	令和 7 年 7 月中旬 (予定)

5 提出書類

(1) 提出書類一覧

- ・参加申込書 (様式 1)
- ・同種業務実績調書 (様式 2)
- ・企画提案書 (様式 3)
- ・事業者概要書 (任意様式)
- ・企画書 (任意様式)

(2) 参加表明書の提出

- ・提出期間：公告の日から令和 7 年 7 月 2 日 (水) 17 時まで (必着)
- ・提出物：
 - ・参加申込書 (様式 1)
 - ・同種業務実績調書 (様式 2)
 - ・事業者概要書 (任意様式)

- ・提出方法：木曾広域連合地域振興課宛に電子メールにて提出。
(E-mail: chiikisinkou@union.kiso.lg.jp)
※提出後、電話にて事務局に受信確認をお願いします。
- ・その他：期限までに提出がない場合は本プロポーザルへの参加は認められないため注意すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ・提出期間：参加表明書の提出から令和7年7月9日（水）17時まで（必着）
持参の場合は8時30分から17時まで（行政機関の休日を除く）
- ・提出物：
 - ・企画提案書（様式3）
 - ・企画書（任意様式）
明瞭簡潔な企画書とし、仕様書に記載している業務内容を踏まえ、次の項目別に提案事項を明示すること。

提案項目	提案事項
1 業務の基本方針	・業務の目的、内容の理解及び実施方針
2 具体的内容	・企画コンセプト、仮定の提示 ・全体の構成案 ・業務のKPI
3 実施体制	・業務を遂行する人数及び体制 ・木曾広域連合との協議、調整に応じる体制
4 スケジュール	・具体的な業務実施スケジュール
5 業務見積書	・項目、内容ごとの内訳を記載

- ・提出部数：9部（正本1部、副本8部）
- ・提出方法：事務局に持参又は郵送により提出。
※郵送の場合は追跡確認できる郵便とし、封筒には「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書してください。
- ・提出された書類の取扱い等
 - ① 提出された書類等は、原則、返却しないものとします。
 - ② 提出された書類等の著作権は、提案書提出者に帰属します。ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。
 - ③ 提出された書類等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該提案は無効になります。
 - ④ 企画提案書の書類の作成及び提出に係る経費は、提案書提出者の負担になります。

(4) 質問事項の照会

企画提案書の作成にあたり、本公募要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合、確認したい事項がある場合は、任意の様式により令和7年6月25日（水）17時までに、電子メールで照会してください。

質問様式は任意としますが、質問者の会社（団体）名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。

原則として、質問事項は、参加申込書提出者全員に電子メールで回答します。

6 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等を提出した参加者に対し、以下の通りプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 日時・場所

令和7年7月16日（水）（予定）

木曾郡木曾町日義4898-37 木曾文化公園第二会議室（予定）

※詳細な時間、場所等は参加者に対し別途通知します。

(2) 所要時間

各者約25分（プレゼンテーション15分、質疑応答（ヒアリング）10分程度）

※プレゼンテーションに用いる機器設置に必要な時間については、上記時間に含まれません。

(3) 出席者

最大3人までとする。

(4) 説明者

プレゼンテーション・ヒアリングについての説明者は任意とする。

※プロジェクターを使用する場合の操作も出席者側で対応してください。

(5) 機器

プレゼンテーションには事務局が用意する以下の機器を使用することが可能とする。なお、パソコンについては、参加者が持参したものをを使用することを可とする。

- ・スクリーン
- ・プロジェクター

(6) プレゼンテーションの内容

- ・説明は、提出された企画提案書の内容に基づき行うこと（事前の提出書類への資料の追加は認めません）。

(7) ヒアリングの内容

選定委員会は、提案内容の範囲内で質疑を行うものとする。

(8) その他

- ・進行上の都合により、通知した時間(開始時刻)の遅延等が生じた場合には、事務局の指示に従うものとする。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。

7 事業者の選定

「令和7年度 木曽地域関係人口創出ツアー事業の最適候補者を選定するための選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において採点評価し、その評価点を基に最適候補者の選定を行う。

(1) 選定委員会の組織

- ・選定に係る評価は、選定委員会により実施する。
- ・選定委員会は非公開で行う。

(2) 評価及び選定方法

評価項目	評価のポイント	配点
基本方針	本事業遂行において、事業趣旨および内容を理解しているか。	20
実施内容	ターゲットを適切に設定しているか。	5
	リアルイベント開催の実施体制は適切であるか。（周知・募集・委託者との連携等） リアルイベントの内容は、参加者のニーズに沿うものか。（木曽地域の紹介・問題点等） 次につながるものとなっているか。	20
	木曽地域でのツアー行程（移動手段、時間配分、所要時間等）は計画的であるか。参加者に過度の負担がかからないものか。 コースの設定は、参加者のニーズに沿うものか。	20
	木曽地域をアピールでき、関係人口創出に寄与するものか。 自治体や関係団体との適切な連携が期待できるか。 ターゲットに向けた情報発信方法が効果的であるか。	20

	仕様書記載事項以上の新しい提案があるか。	5
総合力	本業務に類する実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を活かすことが期待できるか。業務遂行に必要な組織体制や人員となっているか。 業務のスケジュール（準備、募集期間等を含む）が適切であり、実施体制（関係団体や旅行者との連携を含む）、危機管理体制は十分か。	10
	合計	100

- ・評価は提出書類による書類審査、プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、総合的に審査、評価し、各委員の評価点の合計を基に最適候補者を選定する。
- ・最高得点者が複数ある場合は、企画提案に対する評価点が最も高いものを最適候補者とするものとする。この場合において、評価点と同額の者が複数ある場合は、選定委員会での多数決により決定するものとする。
- ・参加者が1者のみの場合も本要領に基づき書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、選定委員会において契約候補者としての選考可否を決定する。最適候補者として不適格と判断された場合には、再度公募を実施する。

(3) 評価結果の発表

- ・委託業者の選定後速やかに、提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知するとともに、選定された者に対しては、書面（選定通知書）で通知をする。
- ・審査結果に対する問い合わせ、異議は一切認めない。ただし、候補者として決定されなかった理由について説明を求めることは可とする。
- ・決定されなかった理由を求めることができるのは通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）とする。

8 委託契約

(1) 契約の締結交渉

木曾広域連合は、選定された最適候補者と契約の内容等について協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、木曾広域連合と最適候補者の協議により最終的に決定する。仕様書が確定された後に見積上限額の範囲内で随意契約を締結する。なお、最適候補者との交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

9 著作権及び提出書類の取扱い

(1) 著作権

本業務の実施による文章、画像その他一切の著作権については、原則としてすべて委託者が保有するものとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

また、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。受託者は成果品に係る著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

1 0 失格

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外します。

- (1) 予算規模の上限を超える提案の場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他提案者を委託業者として選定することが、著しく不相当と認められる事実が判明した時

1 1 その他留意事項

- (1) 参加者に対する説明会等は開催しないものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限までに提出者が無かった場合は、再度公募を実施する。
- (3) 参加表明書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提出書類はすべて日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (5) 提出書類の作成に要する経費、旅費、その他本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、木曾広域連合情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルの実施に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、事務局が選定委員会と協議し、決定するものとする。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。

1 2 事務局（提出先、問い合わせ先）

木曾広域連合 地域振興課 係長：黒田 担当：湯川

〒399-6101 長野県木曾郡木曾町日義 4898-37

TEL：0264-23-1050

FAX：0264-23-1052

E-mail：chiikisinkou@union.kiso.lg.jp